

第3章 計画の構成

この章では、前章におけるこれまでの前期計画の評価や課題の検討を踏まえ、計画の策定にあたって、その計画体系などについて概説します。

1 計画体系

(1) 基本目標

安全安心条例を具体化する計画の根幹となる基本目標は、市として根本的、かつ、不変な目標であること、同条例第1条における条例制定の目的「安全に安心して暮らせるまちの実現」を踏まえ設定しているものであることから、引き続き基本目標として設定します。

【基本目標】

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

計画では、犯罪がなく市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向け、市民・事業者・地域防犯活動団体と市などが一体となって身近な犯罪の未然防止に向けた取組を進めます。また、それぞれが役割を果たして自主的な防犯活動を行い、犯罪を未然に防止する地域づくりを進めます。

また、計画では、犯罪を防止するための広報・啓発や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための施策を推進することにより、被害に遭う市民を一人でも少なくし、犯罪遭遇に対する市民の不安感軽減を図っていきます。

地域住民が、安全で安心なまちづくりの取組を積極的に行い、市や警察などの行政が犯罪に遭いにくい環境整備を行ったとしても、市民の防犯意識が低く十分な対策が行われない場合には、犯罪に遭う危険性が高くなります。そのため、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっては、行政の取組に加え、市民一人ひとりが防犯意識をもって生活を送ることが重要であることから、市民の防犯意識を高めていきます。

さらに、犯罪被害に遭った人々に対して、その権利利益の保護及び回復が図られ、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行うことにより、誰もが安全に安心して暮らすせるまちを目指します。

なお、計画の推進にあたっては、安全安心条例における基本理念を踏まえ、市民や事業者と連携協力しながら、活動の自主性及び地域性を尊重し、日常生活や地域活動を通じた活力あるコミュニティづくりを重視するとともに、景観や環境、プライバシーなどの他の分野に与える影響などに十分配慮します。

(2) 基本方針

前期計画では、基本目標を達成するため3つの基本方針を定めていますが、策定以降一般刑法犯認知件数が減少を続けており、前期計画に基づく各種施策・取組による成果が出てきていると評価できることから、引き続き現行の3つの基本方針を維持しつつ、諸々の施策を進めていきます。

【基本方針】

- 1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める
- 2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる
- 3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

また、各基本方針に基づく基本施策については、これまでの施策に加え、第2章において検討したこれまでの取組の評価と課題を踏まえ、女性や高齢者の防犯力向上や犯罪被害防止策の推進などを新たに基本施策に位置付けることとします。また、暴力団排除の取組についても、基本施策に位置付けることとします。従って、これまでの11の基本施策を16に増やし取組を推進していくこととします。

(3) 重点施策

市民意識や犯罪情勢などから判明した課題を解決し、安全で安心なまちづくりをより一層推進していくためには、基本施策のうち、課題として捉えた事柄に関する施策で、特に重要として重点的に取組むべきものを「重点施策」に位置付け、優先的に取組むことが効果的です。このため、犯罪情勢や市民アンケートの意見などを踏まえて「重点施策」を設定し、対策を進めます。重点施策に設定した施策には、その施策における取組の一つに達成目標を設定することとし、十分に検証を行えるようにします。

2 成果指標・達成目標

(1) 成果指標

計画の進捗状況を測るためには成果指標の設定が効果的であることから、前期計画では、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちだと思える市民の割合」を成果指標として設定しました。

しかしながら、この成果指標は、世間において発生する事件・事故など外在的な要因に左右されやすく、漠然とした不安感なども捉えてしまう指標であることが判明し、札幌市の取組による直接的な成果が見えづらくなるという影響があることから、意識

指標の把握と成果測定が困難であると考えます。

この点を踏まえ、成果指標として不確定要素が少なく、取組結果を市民意識に出来る限り反映可能な指標を採用する必要があるため、新たに設定しなおすこととします。

安全で安心なまちづくりにおいては、市民一人ひとりが防犯意識をもって防犯対策を行うことが非常に重要であることから、「犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合」を成果指標として設定し、市民の防犯に関する意識を高めることに努めます。

また、市民意識調査の結果では、地域で協力して行っている防犯活動について、半数近くの市民が「知らない」としており、また、防犯活動への参加割合が低い水準となっていることなどから、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっての成果指標として、「地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合」を設定し、市民への情報提供・情報共有に努めます。

成果指標の設定にあたっては、活動内容が多岐に渡る地域防犯の取組を単一の指標で測定することは難しいことから、成果指標とは別に、達成目標を設定します。また、異なる複数の観点による指標を採用することにより効果を測りやすくなることから、基本方針ごとに達成目標を設定することとします。

【成果指標】

1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合

市民が、犯罪に対する知識・情報や自己の安全と地域の防犯に関心を持ち、自分や地域の安全は自分たちで守るとの意識が持てているか検証する。

・ 64.5%（平成26年度） → 75%（平成30年度）

2 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合

市の情報発信や広報啓発が市民に十分行き届き、市民が、地域における防犯に参加することができるか検証する。

・ 13.3%（平成25年度） → 25%（平成30年度）

(2) 達成目標

基本方針の進捗を測るため、基本方針ごとに設定した重点施策に対して達成目標を設定することとします。

【基本計画の体系】

基本目標

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

成果指標

- 1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合
- 2 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合

基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

基本 施策

- (1) 防犯意識を高める広報啓発
- (2) 防犯力を高める情報の発信
- (3) 子どもの防犯力の育成
- (4) 女性の防犯力向上
- (5) 高齢者等の防犯力向上

重点施策

達成目標:防犯講習の開催件数

新施策

新施策

基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

基本 施策

- (1) 地域における防犯活動の促進
- (2) 協働による連携体制の充実
- (3) 地域と一体となった子どもの見守り
- (4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- (5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進
- (6) 犯罪被害者等への支援

重点施策

達成目標:地域安全サポーター登録数

新施策

新施策

基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

基本 施策

- (1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- (2) 市民自らが行う環境整備の促進
- (3) 子ども等の安全に配慮した環境整備
- (4) 歓楽街等を対象とした環境改善
- (5) 暴力団等の排除

重点施策

達成目標:「子ども110番の家」登録軒数

新施策

第4章 基本方針及び基本施策

基本目標を達成するために、第2章において整理した課題を踏まえて、3つの基本方針に基づく16の基本施策を展開します。

【基本方針】

- 1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【基本施策】

- (1) 防犯意識を高める広報啓発 **重点施策**
- (2) 防犯力を高める情報の発信
- (3) 子どもの防犯力の育成
- (4) 女性の防犯力向上 **新施策**
- (5) 高齢者等の防犯力向上 **新施策**

1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

安全安心条例第4条では、「市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定しています。

市民一人ひとりが、犯罪についての情報を収集し、防犯の意識をもって対策を講ずることにより、身近な場所で発生する犯罪から身を守ることができます。そのため、市民に対し、日頃から防犯意識を持って暮らすことの大切さについて広報・啓発を行うことは非常に重要です。市民一人ひとりの防犯意識の定着が地域の安全に対する住民意識の高まりにつながり、地域活動参加への契機になることも期待できます。

また、防犯に関する情報提供や広報・啓発については、子どもや女性、高齢者等の犯罪弱者ごとに効果的な手法などが異なることから、より情報が届きやすくなるよう犯罪弱者ごとに手法を検討し、きめ細かく広報・啓発を行います。

このような取組を積極的に進めるため、次の5つの施策を展開していきます。

(1) 防犯意識を高める広報啓発 **重点施策**

市内で発生する犯罪の多くは、日常生活で被害に遭うおそれがある空き巣や車上ねらいなどの窃盗、特殊詐欺といった身近な犯罪です。

そうした犯罪に遭うことを他人ごととは考えず、「自分の安全は自分で守る」との意識を醸成するとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるよう、各種イベントの開催や啓発などを通じて防犯意識を高めます。

また、戸締りや施錠など、日頃から誰でも簡単に取り組むことができる防犯対策について周知を徹底するとともに、市民一人ひとりが、より防犯性の高い対策を講ずる

ことができるよう、防犯に関する知識や技能を習得する機会を創出します。

市民の防犯意識を高めることが防犯の取組の根幹であること、市民アンケートにおいて市からの情報が不足しているとの指摘があることなどから、重点施策として設定し取組を強化します。

【主な取組】

① 市民に対する啓発活動の実施

市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日」³⁴などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。

② 防犯に関する出前講座の実施 **レベルアップ**

犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、出前講座³⁵において、市の犯罪情勢や防犯の取組などを分かりやすく説明します。



【出前講座】

③ 防犯セミナーの開催

市民の防犯に関する意識を高めるとともに地域防犯活動の促進を図るため、防犯に関する様々なテーマを取り上げた防犯活動実践者・市民向け研修会を開催します。

(2) 防犯力を高める情報の発信

市民が自らの安全を確保するには、犯罪に関する情報を得ることが重要です。これらの情報を様々な媒体を通じて発信することにより、広く市民の注意が喚起され、犯罪を誘発する機会を減らすことができます。

そこで、市民が知りたい情報を手軽に入手できる体制整備を進めることによって、市民一人ひとりの防犯力の向上を図ります。

【主な取組】

① 地域単位での犯罪情報等の共有 **レベルアップ**

地域住民が集まり安全マップ作製などを行う機会を設け、防犯対策に関する意見交換が活発に行われるよう、警察や関係機関と連携して、区役所やまちづくりセンターを通じた地域単位での犯罪情報などの提供をきめ細かく行い、住民との共有を図ります。

② 行政サービスを悪用した犯罪等への注意喚起

行政サービスを悪用し、市職員などを装った不審な電話や訪問による犯罪などの被害を防止するため、注意喚起及び情報収集を行います。

³⁴ 安全・安心なまちづくりの日：平成17年12月に開催された犯罪対策閣僚会議において、安全・安心なまちづくりについて、その重要性を幅広く周知し、これを推進する気運を全国的に広げるため、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めた。

³⁵ 出前講座：市民への情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業について分かりやすく説明する取組

③ 防犯に関する情報発信

犯罪の発生状況などを広く市民に注意喚起するため、犯罪情勢や防犯に関する知識を広報紙やホームページ、市政番組などの各種媒体を活用して情報提供します。また、子どもへの声かけ事案や犯罪の発生情報などをリアルタイムで発信する北海道警察の「ほくとくん防犯メール」³⁶の活用を促進します。

【ほくとくん防犯メール】



【アドレス : <http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp/>】

(3) 子どもの防犯力の育成

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「子どもの権利条例」という。）」³⁷第 23 条第 2 項では、「市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努める」と規定しています。

子どもが狙われる犯罪はいまだに多く発生していることから、犯罪被害に遭わないために、防犯力や危機回避能力を習得することができる機会を創出します。

成長・発達段階によっては、子どもは保護者を通じて学ぶことが多いことから、保護者の理解促進を図ることにより、子どももともに防犯力を高めることができる支援を行います。

【主な取組】

① 幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施

幼児・児童が防犯力を向上させるため、北海道警察などの公的機関や民間団体などと連携し、幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施を推進します。

② 生徒及び学生向け防犯教室の開催

通学時における自転車盗難やインターネットの利用に伴う犯罪などの被害の防止やモラルの向上を目的とした生徒及び学生に対する防犯教室を開催します。

③ 保護者向け研修会等の開催

保護者や教職員などが、防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成できるようにするため、研修会や助言指導などを行います。

④ 地域安全マップづくりの推進 **レベルアップ**

子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップ³⁸づくりの取組を推進します。



【地域安全マップづくり】

³⁶ ほくとくん防犯メール：北海道警察が電子メールにてパソコンや携帯電話に犯罪

³⁷ 子どもの権利条例：子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とした条例（平成 21 年 4 月 1 日施行）

³⁸ 地域安全マップ：犯罪が起こりやすい「入りやすい場所」や「見えにくい場所」等を記した地図

(4) 女性の防犯力向上 **新施策**

強制わいせつやひったくりなどの犯罪の被害者には女性が多く、また、わいせつ事案などの性犯罪が増加傾向にあります。性犯罪などに遭わないためには、女性自らが防犯対策を講ずるなど防犯意識を高めることも重要です。このため、女性が防犯に対する知識を身に付けることができるよう、性犯罪防止に関する広報啓発を行います。

【主な取組】

① 女性に対する広報啓発の実施 **新規**

女性に対する性犯罪・痴漢行為・DVなどの防止に関する啓発、女性の防犯意識向上に向けた取組を推進します。女性を狙った犯罪から身を守るための対処法をまとめた「防犯ハンドブック」を作成し、女性が警戒すべき事項などの周知を図ります。

② 犯罪防止教育等の実施 **新規**

若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、犯罪に遭わないための防犯講習会や、交際相手などからの暴力行為を防ぐための講習会を実施するなど若年層を対象とした学習機会を設けます。

(5) 高齢者等の防犯力向上 **新施策**

高齢者の犯罪被害件数はほぼ横ばいの状態ですが、超高齢社会を迎え、今後、高齢者の犯罪被害が増加していくことが予想されます。札幌市では、これまでも「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」などの特殊詐欺や消費者被害防止のための広報・啓発を実施していますが、こうした情報は、被害の多い高齢者層に届きにくいとの課題があることから、警察、地域、関係団体などとの連携を強化し、被害の多い高齢者に対し継続的な広報を行います。

【主な取組】

① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 **新規**

高齢者等が容易に情報を得ることができるよう、消費者被害に加え新たに特殊詐欺などについても様々な情報提供手段を用いて注意喚起を行います。

② 犯罪被害予防のための啓発の実施 **新規**

高齢者等が自らの安全を確保することができるよう、高齢者団体向け講座をはじめ落語や劇団による演劇など高齢者の受け入れやすい方法で住宅防犯や空き巣対策などの犯罪対策や防犯意識向上に向けた啓発を行います。

【達成目標】

○防犯講習（出前講座等）の開催件数

31回（平成25年度） → 60回（平成31年度）

【基本方針】

2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【基本施策】

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 地域における防犯活動の促進 | 重点施策 |
| (2) 協働による連携体制の充実 | |
| (3) 地域と一体となった子どもの見守り | |
| (4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進 | 新施策 |
| (5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進 | 新施策 |
| (6) 犯罪被害者等への支援 | |

2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

安全安心条例第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定しています。

地域で行われる防犯活動により構築されるネットワークは、地域コミュニティを強化し、犯罪の未然防止や、地域の防犯力向上につながります。市民が安心して生活できる安全な地域とするためには、市民一人ひとりが防犯意識を高めたうえで、防犯活動を通じ構築されたネットワークを活用しつつ、地域全体で課題を共有し、地域が一体となって連携・協力した取組とすることが重要です。

そこで、地域防犯活動がより活発にきめ細かく行われるよう5つの施策を展開していきます。

また、安全安心条例第12条では、「市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする」と規定しています。誰もが安心して暮らせるまちを目指すためには、犯罪被害に遭った方に対し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する必要があることから、犯罪被害者支援の施策を展開します。

(1) **地域における防犯活動の促進** **重点施策**

「地域の安全は地域で守る」という意識に基づき、住民自らが、地域の実情に応じた活動目標を設定したり、手法を選択したりするなどして、積極的に地域防犯活動に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

また、必要に応じて、地域防犯活動に要する用品などを支援することにより、各団体における活動を活性化させ、継続的な活動となるよう図ります。

地域防犯活動の支援・促進は市の重要な役割であること、市民アンケートにおいて

も地域防犯活動への支援や連携促進に対する期待があることなどから、重点施策に設定し取組を強化します。

【主な取組】

① 地域安全サポーターズの取組の推進 **レベルアップ**

防犯に関心の高い事業者が、社会貢献活動としての地域防犯活動に参加しやすくするため、地域安全サポーターズ事業を進め、事業者と生活者が「安全安心」で結ばれるまちづくりを進めます。



【地域安全サポーターズ】

② 地域防犯活動への支援

地域防犯活動団体を支援するため、「市民まちづくり活動促進基金³⁹」などによる財政的支援や、地域防犯活動に必要とされるジャンパーや腕章などの物的支援を行います。

③ 地域の交流・連携による防犯力向上支援 **レベルアップ**

地域内における防犯活動の活性化を図るため、まちづくりセンターが核となり、町内会や地域防犯活動団体、学校やPTAなどの様々な団体が参加し、防犯上の課題などについて検討・意見交換を行う場の開催支援を行います。

④ 顕彰制度の創設 **新規**

地域防犯活動に取り組む市民や団体の社会的評価を高め、活動の継続化や活発化を図るため、地域防犯に著しい貢献を果たした市民などを表彰する制度を創設します。

(2) 協働による連携体制の充実

安全安心条例第11条では、「市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備する」と規定しています。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを効率的かつ効果的に推進していくため、市民や関係機関などとの連携体制を整備し、相互に情報を共有するとともに、必要な対策を講じます。

【主な取組】

① 「安全・安心どさんこ運動」の普及促進

北海道や北海道警察、道内市町村などと連携した安全安心なまちづくりの取組を進めるため、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開している「安全・安心どさんこ運動」⁴⁰の普及促進を積極的に進めます。

② 北海道警察との連携

³⁹ 市民まちづくり活動促進基金：市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金（愛称：さぽーとほっと基金）

⁴⁰ 安全・安心どさんこ運動：人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動

防犯の取組を進めるため、北海道警察と札幌市との相互間における連携を図り、関係行政を中心とした情報交換などを行います。

③ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を毎年度開催します。

(3) 地域と一体となった子どもの見守り

子どもの権利条例第23条第1項では、「市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努める」と規定しています。

一般的には、子どもは犯罪から身を守るために必要な知識や経験に乏しい上に、体力的・精神的にも未成熟であることから、日常における学校や保護者、地域などによる支援が重要です。市ではこれまでも子どもを犯罪から守るために様々な事業を行ってきていますが、全国で子どもを狙った凶悪犯罪が立て続けに発生していることから、市民、事業者、警察、関係機関などとの連携のもと、これまで以上に子どもを犯罪から守る取組を進めるとともに、子どもの健全育成につながる活動を促進します。

【主な取組】

① 子どもの登下校を見守る活動の推進 レベルアップ

子どもの通学路における安全を図るため、子どもと接する機会の多い関係者や、町内会など地域一体となって、子どもの登下校を見守る活動を行います。



【子どもを見守る活動】

② スクールガード・スクールガードリーダーの配置

子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及びスクールガードリーダーを配置します。

③ 「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施

子どもを有害環境から守り、健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。

④ 児童虐待への対応

犯罪抑止の観点からも取組を進め、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の早期発見・対応、児童・家庭への指導や援助などを進めます。

(4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進 新施策

ひったくり、痴漢、盗撮や、強姦・強制わいせつをはじめとする性犯罪などの女性の安全を脅かす犯罪の発生は、女性の犯罪被害への不安を大きく増大させます。また、恋愛感情のもつれに起因するトラブルなどのうち、被害者や親族などに危害が及ぶお

そのある事案は、殺人などの生命に関わる重大事件に発展するケースもあります。これらのことから、女性が被害に遭いやすい犯罪の特徴を踏まえ、女性の意見を取り入れた対策を講じていきます。

【主な取組】

① 女性委員のみで構成する犯罪被害防止会議の設置 **新規**

性犯罪を防止するため、女性ならではの視点から意見を募り犯罪対策に取り入れることを目的とした、女性委員のみで構成する犯罪被害防止会議を設置します。

② 女性の視点を取り入れた犯罪被害防止策の推進 **新規**

女性の意見を広く取り入れた対策を行政の立場から講じるため、①の会議のほか、アンケートや出前講座などにおける女性からの意見をもとに、推奨できる防犯グッズの提供など、女性に受け入れられやすい効果的な対策を実施します。

(5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進 **新施策**

札幌市における高齢者等の犯罪被害件数はほぼ横ばいの状態ですが、特殊詐欺や消費者被害に係る被害者の過半数が高齢者であることから、高齢者等に対する危険が増加していることがうかがえます。高齢者等が犯罪や事故に遭遇する危険性を低減させ、地域においてより安全で安心して暮らせる取組を進めます。

【主な取組】

① 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進

孤立を要因とした犯罪の発生を防止するため、高齢者団体の活動への支援や地域で気軽に利用できる場の充実などを推進します。また、一人暮らし高齢者に対する見守りに力を入れるとともに、様々な地域課題に取り組んでいる町内会などへの加入や地域活動への積極的な参加を呼びかけます。

② 地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動 **レベルアップ**

地域安全サポーターズに登録している事業者で、新聞事業者、配送事業者など地域の高齢者宅を日常的に訪問する事業者の協力を得て、犯罪の未然防止の観点からの見守りや被害防止にむけた対応を強化します。

③ 大学生による高齢者防犯支援事業 **新規**

地域との連携が期待できる大学をモデルとして指定し、大学生が周辺の町内会や地域防犯活動団体と連携・協力して、地域の高齢者と交流しつつ防犯に関する声かけや見守りなどに従事する取組を行います。

④ 高齢者の犯罪被害防止に向けた連携 **新規**

高齢者に接する機会の多い民生委員・児童委員や介護支援専門員、老人クラブ、町内会などの地域団体に対して、消費者被害に加えて特殊詐欺に関する情報、防犯に関する情報を提供するなどして、地域での犯罪被害の早期発見や犯罪の未然防止

に努めます。

(6) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、心身や財産への直接的な被害に加え、精神的な後遺症や社会からの孤立、プライバシーの侵害、経済的困窮など多岐にわたる問題を抱えています。

こうしたことから、犯罪の被害に遭った人々に対し、その権利利益の保護及び回復が図られるよう支援します。

【主な取組】

① 犯罪被害者等に関する情報提供・広報啓発の実施

市民が犯罪被害者等の実情への理解を深めることができるよう、ホームページでの情報提供、セミナーやパネル展の開催などの広報啓発を行います。

② 総合的対応窓口等における対応

犯罪被害者等が求める情報を得やすくするため、引き続き犯罪被害者等の支援にあたる総合的対応窓口において対応を行います。

また、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、状況に応じた行政サービスの提供を行います。

③ 住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限

配偶者などからの暴力被害者等を保護するため、住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧などの制限を行います。

【達成目標】

○地域安全サポーターズ登録件数

283件（平成26年3月） → 700件（平成31年3月）

【基本方針】

3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

【基本施策】

- (1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- (2) 市民自らが行う環境整備の促進
- (3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 重点施策
- (4) 歓楽街等を対象とした環境改善
- (5) 暴力団等の排除 新施策

3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

安全安心条例第10条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定しています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境の改善、美化活動などにより美しい街並みを維持することにより、犯罪を誘発する機会の減少が期待でき、また、出入りを管理し犯罪者が対象建物に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用したりすることにより、建物の安全性を図り、犯罪被害に遭う可能性の低下が期待できるなど、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進には、犯罪防止に配慮した環境整備が重要です。

また、空き家を放置し、不特定の者が侵入可能な状態にすることは防犯上も問題となり、安全安心な環境整備を行ううえでも不適正管理空き家対策を講ずる必要があります。

暴力団排除の取組については、暴排条例に基づいてより力を入れて行っています。

このような取組を推進するために、5つの側面から施策を展開していきます。

(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

道路、公園などの公共施設やその周囲での犯罪を防ぐため、暗がりの解消や周囲からの見通しの確保など犯罪防止に配慮した施設整備や維持管理などを行います。

また、施設整備や既存施設の維持管理にあたっては、国や北海道が定めた各種基準・指針などを参考としつつ、防犯対策の観点を入れて実施します。

【主な取組】

① 街路灯や公園等の整備

道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の整備や周囲からの見通し確保など防犯の観点に配慮した公園整備、駐輪場の整備を進めます。



【街路灯】

② 良好な公共空間の維持

割れ窓理論⁴¹に基づき、公共空間における犯罪を誘発する機会を減少させるため、道路や公園、駐輪場などのゴミのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。

③ 地下鉄駅及び車内における巡回警備

地下鉄駅構内及び車内の風紀及び秩序を守るため、巡回警備などにより、安全で安心な空間の保持に努めます。

(2) 市民自らが行う環境整備の促進

市民や事業者が、地域に犯罪者が入り込まないように防犯に資する環境整備を行うことは、地域の安全性を高めるとともに、防犯意識を高めることにもつながります。市民や事業者が、効果的に環境整備の取組を行うことができるよう必要な情報提供や知識の普及を図り、環境整備に関する支援を行います。

また、住宅への侵入盗の件数は減少していますが、住宅の防犯対策は防犯の基本であることから、市民が行う住宅の防犯対策の支援を進めます。

不適正管理空き家に関しては、様々な観点からの対策を講ずる必要がありますが、防犯の観点を踏まえた取組を進めます。

【主な取組】

① 市民向け住宅の防犯対策ガイドラインの作製 **新規**

防犯性能の高い住宅を普及させるため、犯罪の防止に配慮した住宅の構造や設備などに関する基準、居住者の安全確保に役立つ管理対策などについて記載したガイドラインを作製し配布します。

② 住宅防犯診断ホームページの開設 **新規**

侵入盗に対して不安のある市民や住宅改修を行う市民が活用できるよう、防犯に配慮した住まいづくりの考え方やポイントをまとめたホームページを作成します。

③ 不適正管理空き家に関する相談体制の整備 **新規**

不適正管理空き家についての相談体制を整備し、関係部などとの連携を図りながら、犯罪を誘発することがないように、所有者に対し適正な維持管理を求めます。

④ 防犯カメラの適正な設置運用の促進

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン⁴²」の普及に努めます。

【防犯カメラの設置及び運用
に関するガイドライン】



⁴¹ 割れ窓理論：建物の窓ガラスが割られて放置しておく、外部からその建物は管理されていないと認識され、割られる窓ガラスが増え、建物全体が荒廃し、さらには地域全体が荒れていくとの考え方

⁴² 札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン：防犯カメラの設置・運用に関し、プライバシー保護や市民の不安感解消を図るため、事業者等が配慮すべき事項を定め、その適正化の促進を目的とした指針（平成20年1月策定）

(3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 重点施策

学校や子どもが日常的に利用する機会の多い施設などの安全対策は、子どもが安全な環境で安心して育ち学ぶ上で、必要不可欠です。

学校施設内や通学路などにおいて、死角の排除や不審者の侵入防止など子どもの安全確保を図り、子どもが安全に安心して育ち学ぶことができる環境整備を進めます。

また、その他の施設においても、防犯上、配慮を要する子ども等が安全に安心して利用できる環境づくりを推進します。

子どもの安全に配慮した環境整備を期待する市民意見が多くあり、引き続きこうした取組を最大限進める必要があることから、重点施策として設定し取組を進めます。

【主な取組】

① 安全な学校施設等の整備

学校施設などの整備にあたっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内の共用部分などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

② 学校への侵入者対策

不審者などの侵入に対して、教職員や児童生徒が適切に対処するため、学校単位で作成している安全マニュアルに基づく対策を徹底します。

③ 「札幌市子ども 110 番の家」制度の創設 新規

通学路などでの安全を図るため「札幌市子ども 110 番の家」制度を創設し、子どもたちが犯罪に遭いそうな場合に救助を求めることができるよう、警察・市・教育委員会・学校・関係団体などが連携して地域における「子ども 110 番の家」の設置を支援し、地域住民などと協働して通学路を中心に子どもの安全に配慮した環境整備を進めます。

④ 地下鉄駅等の安全対策

子どもや女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするため、駅構内の環境保持や子どもや女性に配慮した車両運行などの取組を行います。

【女性と子どもの安心車両】



(4) 歓楽街等を対象とした環境改善

東京以北最大の歓楽街である薄野地区は、飲食店や娯楽施設が多く、観光客を始めとした多くの人々が集まる場所であるため犯罪が数多く発生しており、繁華街における健全な環境づくりのため、引き続き、環境整備や「札幌市公衆に著しく迷惑をかけ

る風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）」⁴³の周知などに取り組みます。

【主な取組】

① クリーン薄野活性化連絡協議会⁴⁴等の取組推進

薄野地区を安全で安心な魅力あるまちとするため、クリーン薄野活性化連絡協議会をはじめとした関係機関や地元関係者などと一体となって啓発などに取り組みます。



【冬季クリーン薄野特別運動】

② ススキノ条例に基づく悪質な迷惑行為等の規制

ススキノ条例に基づく取組みのほか、誰もが安心して通行し、利用することができる快適な歓楽街を形成するため、公共の場所における悪質な客引き行為など迷惑行為の撲滅に向けた対策を進めます。

③ 薄野地区における防犯環境の整備

薄野地区の犯罪抑止や防犯環境構築のため、「青色防犯灯⁴⁵」設置や「安全・安心なススキノ」バナーの設置などを推進します。



【安全・安心なススキノバナー】

(5) 暴力団等の排除 新施策

市内には約 1,000 人（平成 26 年現在）の暴力団員がおり、歓楽街などに事務所を構えて、不当要求や違法営業などの活動を行っているといわれています。市民生活に多大な被害と不安を与えるこれらの行為を排除し、暴力のない明るく住みよいまちとするため、関係機関との連携のほか、市営住宅への入居などの行政サービスを制限することにより、地域環境を浄化し、暴力団などの排除を進めます。

【主な取組】

① 市の事業における暴力団等排除の推進

市が実施する入札から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するため、暴力団排除措置や、下請け業者が暴力団関係事業者ではないことを確認させるなどの必要な対策を講ずるよう契約の相手方に対して求める措置を講じます。

② 暴力団排除に関する活動への支援

市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に、自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者への情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

⁴³ ススキノ条例：指定区域において、性風俗店等で働くことや客となるように誘う行為及び卑わいな広告物の掲出等を罰則付きで禁止する条例（平成 17 年 12 月 1 日施行）

⁴⁴ クリーン薄野活性化連絡協議会：薄野地区の魅力向上・活性化を目指し、関係機関と連携しながら取組を進める団体

⁴⁵ 青色防犯灯：光源が青色の街路灯

③ 関係機関・団体との連携

北海道や他の市町村、北海道警察や北海道暴力追放センター⁴⁶など関係する機関や団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施します。

【達成目標】

○「札幌市子ども110番の家」登録軒数

制度創設（平成27年度） → 20,000軒（平成30年度）

【基本目標・重点施策・成果指標】

基本目標	犯罪のない安全に安心して暮らせる まちの実現	成果指標1	犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合 64.5%（平成26年度） → 75%（平成30年度）
		成果指標2	地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合 13.3%（平成25年度） → 25%（平成30年度）
重点施策1	防犯意識を高める広報啓発 （基本方針1 基本施策1）	達成目標1	防犯講習（出前講座等）の開催件数 31回（平成25年度） → 60回（平成30年度）
重点施策2	地域における防犯活動の促進 （基本方針2 基本施策1）	達成目標2	地域安全サポーターズ登録件数 283件（平成25年度末） → 700件（平成30年度末）
重点施策3	子ども等の安全に配慮した環境整備 （基本方針3 基本施策3）	達成目標3	「札幌市子ども110番の家」登録軒数 制度創設（平成27年度） → 20,000軒（平成30年度）

⁴⁶ 北海道暴力追放センター：暴力団による暴力のない安全で平穏な社会環境を作る運動を推進する公益財団法人

第5章 計画の推進

基本目標の達成に向けて、効果的かつ着実に計画を推進するための体制を構築するとともに、適切な進行管理に努めます。

1 全市的な推進体制

地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」において、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。また、協議会の構成員による日常的な取組に関する報告や意見交換などを毎年度行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。

2 全庁的な推進体制

犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に関係する部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。

3 計画の進捗管理

計画期間中においては、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」を定期的で開催し、計画に基づく施策の実施状況や犯罪情勢、市民アンケートなどの情報をもとに検証・評価を行います。

見直しにあたっては、意見を聴取するためのパブリックコメントを実施するなど、市民意見を幅広く聴取します。